



その1 災害補償課

消防団員が公務活動中に右足を捻挫してしまい、自宅から近所の柔道整復師による施術を希望していますが、医師の同意は必要ですか。

また、休業補償の請求に必要な「療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつたと認められる日数」等の証明は、柔道整復師によるものでよいですか。



捻挫、打撲に対する柔道整復の施術は、医師の同意は必要ではありませんが、脱臼及び骨折の患部の施術に対しては、応急手当の場合を除き、医師の同意を必要としています。(柔道整復師法第17条)

したがって、本件の場合、医師の同意は必要ではありませんが、脱臼、骨折の施術を医師の同意なしに行われた場合には、当該施術に係る費用は、応急手当などの緊急の場合を除き、原則として療養補償費の支給対象として認められませんので、脱臼、骨折の施術を受ける際には必ず医師の同意を得るように指導してください。

また、休業中に柔道整復師の施術のみを受けた場合に、医師の証明を必要とするのは現実的でないこと、施術の事実から勤務することができないかどうかの判断も可能であると考えられることから、本件については、休業補償費内訳書(別記様式第5号)の「療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつたと認められる日数」等の証明については、医師による証明に代えて、柔道整復師による証明で差し支えありません。

(参考)

柔道整復師法(昭和45年法律第19号)

(施術の制限)

第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りではない。